

農地の賃借料情報

令和4年1月から12月までに締結(公告)された賃借料(10a当たり)の平均額、最高額および最低額等を目安としてお知らせします。

なお、農地の耕作条件等により収入(収穫量)や経費(労力)は異なりますので、個々の賃借料については、貸し手・借り手双方による話し合いで決めていただきますようお願いします。

	平均額	最高額	最低額	データ数
日野町(水田)	2,800円	9,400円	500円	50件

※データ数は、集計に用いた件数です。

※使用貸借(無償貸借)契約(113件)は除いています。

※金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。



(参考)使用貸借(無償貸借)契約を含んだ場合

	平均額	最高額	最低額	データ数
日野町(水田)	900円	9,400円	0円	163件

農地の許可申請受付期間等のお知らせ

農地や採草放牧地の権利移動や転用行為を行う場合は、農地法に基づき許可申請が必要です。

権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、あらかじめ農業委員会事務局へご相談ください。

なお、許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可どおりに事業をしていない場合、農地法違反となり、罰則の適用もあります。

◆申請書類の受付 毎月20日締め

(土・日・祝日の場合はその前日)

※受付締め日以降に申請された案件は翌月の受付扱いとなります(期間厳守)。

例えば、3月20日(月)申請→4月総会審議案件

3月22日(水)申請→5月総会審議案件

※添付書類である意見書は、書類を整えた後、農業組合長の確認を受け、その後、農業委員・農地利用最適化推進委員が現地を確認のうえ、意見を記入します。時間に余裕を持って準備をお願いします。

◆総会日程 毎月10日

(土・日・祝日の場合はその前日)

※総会日程は都合により変更になる場合があります。

農地の賃借について

農地の貸し借りの中で、農地法、農業経営基盤強化促進法等による賃借関係以外の農地の貸し借りは、法律上での耕作権が保障されず不安定な契約になります。

農地の貸し借りの方法として、農業委員会が農地利用の最適化に資するために進めています「利用権設定」があります。お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員にお声かけください。

農地の相続等の届出について

相続等により、農地法の許可を必要としない農地の権利取得をしたときは、農業委員会への届出が必要となります。

(農地法第3条の3第1項)

相続等による農地の権利移動を農業委員会がきちんと把握することで、農地の有効利用を進めることを目的としています。



◆問い合わせ先 日野町農業委員会事務局(農林課内) ☎ 0748-52-6563



みんなのとしょかん



本の紹介

『闇で味わう日本文学』

失われた闇と月を求めて』

中野純／著 笠間書院

日本文学の物語の舞台になった現場の情景などさまざまな闇の魅力が紹介されています。中でも平安の世から令和に「逆タイムスリップ感」を楽しめる歴史ある京都がおススメとのこと。日本文学が描く闇の魅力を味わいに出かけてみませんか。



3月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

4月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

●…休館日 ○…えいが会 ◇…託児サービス
■…おはなし会 □…おひざでだっこのおはなし会

日野町立図書館

☎0748-53-1644 FAX 0748-53-3068

図書館の本は、お近くの公民館でも返却していただけます

行事予定

「おはなし会」

3月4日(土)、11日(土)、
25日(土)
10:30～(15分程度)

「託児サービス」

3月8日(水)、15日(水)
10:00～12:00
対象:0歳から3歳

「おひざでだっこのおはなし会」

3月18日(土)
11:15～(20分程度)
3歳くらいまでの親子を対象に絵本や手遊び、わらべうたなどをしています。

「えいが会」

3月19日(日) 14:00～
『ライジング若冲』
2021年/日本 (90分)

※行事・サービスは中止する場合があります。

図書館からのお知らせ

○図書館ワンポイント紹介(利用者のページ)

図書館のホームページには「利用者のページ」があり、こちらでは借りている資料やその返却日、予約状況の確認、返却日の更新などができます。更新はその日から10日間です(延滞している場合や他の図書館から借りている資料の更新はできません)。また、ホームページから資料の予約やリクエストもできます。ご利用になりたい方は、ホームページか図書館カウンターでパスワードを発行いたしますのでどうぞご利用ください。

青雲之志

～町長コラム～

日野町長 堀江 和博

近江日野産 日野菜がGI認証

昨年、当町の伝統野菜である日野菜が「近江日野産日野菜」として、栄えある農林水産省の「地理的表示(GI)保護制度」の認証を受けました。地理的表示(GI)保護制度は、地域の伝統を有し、その高い品質等が生産地と結びついている産品等の名称を知的財産として保護する制度です。日本では2015年に導入され現在100を超え、滋賀県では近江牛(2017年)、伊吹そば(2019年)、滋賀の地酒(2022年)に次いで「近江日野産日野菜」が4例目となりました。

への表敬訪問に、関係者の皆様とともに出席させていただきました。認証にあたりご尽力いただいたJAGグリーン近江・日野菜生産部会をはじめ関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

日野菜は、長きにわたり日野町の人々が今日まで守り受け継いできた大切な野菜です。古くからの「原種の種」と栽培に適した「日野の土壌」、そして今日まで守り栽培をしてきた「人の努力」によって成り立っている野菜です。秋冬の日野の食卓には日野菜が並びます。町民だれもが愛する現在進行形の伝統野菜が日野菜であり、全国に誇る日野町の食文化です。

時代が変化する中での課題もありますが、GI認証を契機とし、日野菜の魅力発信等にも一層努めていくとともに、日野菜がこれからも多くの方に愛される野菜として、次世代にしっかりと引き継がれるようにしていきたいと思っています。